

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 （行政文書ファイル等の名称）	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	・基本方針 ・政務三役会議の決定	法律・政令・省令	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	30年（～令和3年度） 20年（令和4年度～）	2（1）①4	移管
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	・開催経緯 ・中間報告、最終報告、提言						
			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
		(2) 意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）	・府令案・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由						
		(3) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答						
		(4) 制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）	・府令案 ・省令案 ・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文						
		(5) 官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	・官報						
		(6) 解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	・逐条解説 ・運用の手引									

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 （行政文書ファイル等の名称）	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置		
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯											
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1) 予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書	—	—	—	3 0 年（～令和3年度） 2 0 年（令和4年度～）	—	移管	
			②予算その他国会に提出された文書（三の項ハ）	・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料	—	—	—		—		
			(2) 決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	・歳入歳出決算（一般会計・特別会計） ・政府関係機関決算書 ・閣議請議書 ・調書・予備費使用書 ・閣議請議書	—	—		—		—
				②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書（三の項ロ）	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） （※会計検査院保有のものを除く。）	—	—		—		—
				③歳入歳出決算その他国会に提出された文書（三の項ハ）	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）	—	—		—		—
		(3) 質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）	・法制局提出資料 ・審査録	国会	質問主意書	○議院議員○○○○君提出の○○に対する答弁書について（閣議請議）	2（1）①5（3）	—		
			②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）	・答弁案・閣議請議書							
			③答弁が記録された文書（四の項ハ）	・答弁書							
		(4) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	①立案基礎文書（五の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	—	—	—	—	—		
			②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	—	—	—	—	—		
			③立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ	—	—	—	—	—		
			④行政機関協議文書（五の項ロ）	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	—	—	—	—	—		
			⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ）	・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書	—	—	—	—	—		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 （行政文書ファイル等の名称）	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（六の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	—	—	—	10年	—	移管
			②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—		—	
			③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ）	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	—	—	—		—	
			④会議の検討のための資料として提出された文書（六の項ロ）	・配付資料	—	—	—		—	
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）	・決定 ・了解文書	—	—	—		—	
7	省議（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る立案基礎文書（七の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	—	—	—	10年	—	移管
			②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（七の項イ）	・外国 ・自治体 ・民間企業の状況調査 ・関係団体 ・関係者のヒアリング	—	—	—		—	
			③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項ロ）	・配付資料	—	—	—		—	
			④省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）	・決定 ・了解文書	—	—	—		—	
			複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯							
8	複数の行政機関による申合せ	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関との協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	—	—	—	10年	—	移管
			②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ）	・外国 ・自治体 ・民間企業の状況調査 ・関係団体 ・関係者のヒアリング	—	—	—		—	
			③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）	・協議案 ・各省の質問 ・意見 ・各省の質問 ・意見に対する回答	—	—	—		—	
			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ）	・開催経緯 ・議事概要 ・議事録 ・配付資料	—	—	—		—	
			⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）	・申合せ	—	—	—		—	

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	—	—	—	10年	—	移管
			②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要 ・議事録 ・配付資料・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	—	—	—		—	
			③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—		—	
			④基準を設定するための決裁文書 その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）	・基準案	—	—	—		—	
			⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）	・通知	—	—	—		—	
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	—	—	—	10年	—	移管
			②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）	・開催経緯 ・議事概要 ・議事録・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	—	—	—		—	
			③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）	・外国 ・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—		—	
			④基準を設定するための決裁文書 その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）	・基準案	—	—	—		—	
			⑤基準を地方公共団体に通知した文書（九の項ハ）	・通知	—	—	—		—	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要 ・ 議事録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	—	—	10年	—	移管
			②立案の検討に関する調査研究文書（十の項）	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング	—	—		—	
			③意見公募手続文書（十の項）	・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由	—	—		—	
			④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）	・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案	—	—		—	
			⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）	・ 標準処理期間案	—	—		—	
		(2) 行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	・ 審査案 ・ 理由	—	—	許認可等の効力消滅後5年	—	以下については移管（それ以外は廃棄。以下同じ） ・ 国籍に関するもの
		(3) 行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	・ 処分案 ・ 理由	—	—	5年	—	廃棄
		(4) 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。以下同じ。）の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書（十三の項イ）	・ 交付規則・交付要綱・実施要領 ・ 審査要領・選考基準	—	—	補助金等の交付に係る事業終了後5年	—	以下については移管 ・ 補助金等の交付の条件に関する文書
			②を交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ）	・ 審査案 ・ 理由	—	—		—	
			③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	・ 実績報告書	—	—		—	

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
		(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ）	・ 不服申立書 ・ 録取書	—	—	—	裁決又は決定その他の処分後10年	—	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事に関するもの ・ 審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの。
			②審議会等文書（十四の項ロ）	・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料・答申、建議、意見	—	—	—		—	
			③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）	・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書	審査請求	被爆者健康手帳	被爆者健康手帳交付申請に対する審査請求の裁決（企画法令係）		2（1）①11（5）	
			④裁決書又は決定書（十四の項ニ）	・ 裁決・決定書		手当等支給	手当等支給申請に対する却下処分に係る審査請求の裁決等		2（1）①11（5）	
		(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	・ 訴状 ・ 期日出状	—	—	—	訴訟終結後10年	—	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの。
			②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書 ・ 書証	訴訟	事件記録	〇〇裁判所平成〇年（〇〇）第〇号ほか（弁論関係書類、判決関係） 〇〇裁判所平成〇年（〇〇）第〇号 原爆症認定申請却下処分取消請求事件		2（1）①11（6）	
			③判決書又は和解調書	・ 判決書 ・ 和解調書		指定代理人変更	平成〇年度 指定代理人変更		—	
	12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要 ・ 議事録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	—	—	—	10年	—	移管
			②立案の検討に関する調査研究文書（十の項）	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—		—	
			③意見公募手続文書（十の項）	・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由	—	—	—		—	
			④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）	・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案	—	—	—		—	
			⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）	・ 標準処理期間案	—	—	—		—	

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
		(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	・審査案 ・理由	—	—	—	許認可等の効力消滅後5年	—	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	・処分案 ・理由	—	—	—	5年	—	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等及び公営信託に関するもの
		(4)補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書（十三の項イ）	・交付規則 ・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領 ・選考基準	・補助金等	・交付要綱 ・実施要綱	—	補助金等の交付に係る事業終了後5年	2（1）①12（4）	以下について移管 ・補助金等の交付の条件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの
			②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ）	・審査案 ・理由	・補助金等	・交付事務関係	—		2（1）①12（4）	
			③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	・実績報告書	・補助金等	・交付事務関係 ・財産処分	—		2（1）①12（4）	
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立における陳述の内容を録取した文書（十四の項イ）	・不服申立書 ・録取書	—	—	—	裁決又は決定その他の処分後10年	—	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごと取りまとめたもの
			②審議会等文書（十四の項ロ）	・諮問 ・議事概要 ・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見	—	—	—		—	
			③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）	・弁明書 ・反論書 ・意見書	—	—	—		—	
			④裁決書又は決定書（十四の項ニ）	・裁決 ・決定書	—	—	—		—	
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	・訴状 ・期日呼出状	—	—	—	訴訟終結後10年	—	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
			②訴訟の主張又は立証に関する文書（十五の項）	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論 ・証人等調書 ・書証	—	—	—		—	
			③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	・判決書 ・和解調書	—	—	—		—	

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 （行政文書ファイル等の名称）	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の 措置		
		(7) 法人からの申請等	①法人の設立・解散等に関する文書	・ 決裁文書 ・ 設立許可申請 ・ 解散の届出 ・ 残余財産の処分の許可申請 ・ 精算結了の届出	・ 公益法人	・ 許可・認可 ・ 通知等	・ 法人の設立・解散関係綴 （○年度） ・ 解散したものとみなされた 特例民法法人に関する文書	30年	—	移管		
			②法人の定款・寄付行為の変更等に関する文書	・ 決裁文書	・ 公益法人	・ 許可・認可	・ 法人の定款・寄付行為の変更等綴（○年度）	30年	—	廃棄		
			③特定公益増進法人の申請に関する文書	・ 決裁文書				5年		廃棄		
			④新法人への移行に関する文書	・ 決裁文書 ・ 登記事項証明書（移行登記）	・ 公益法人	・ 通知等	・ 公益認定等に関する関与 （意見書・移行認定受付通知書等）	5年	—	廃棄		
		(8) 法人の指導・監督等	①法人の立入検査等に関する文書	・ 決裁文書	・ 公益法人	・ 許可・認可	・ 法人立入検査等綴（○年度）	5年	—	廃棄		
		(9) 法人からの届出	①法人の事業計画書等に関する文書	・ 決算報告 ・ 予算書類	—	—	—	3年	—	廃棄		
			②法人の登記に関する文書（役員 変更登記等）	・ 登記事項証明書	—	—	—	3年	—	廃棄		
		(10) 法人に関する軽微なもの	①法人に関する軽微な文書	・ 報告書	—	—	—	1年	—	廃棄		
		職員の人事に関する事項										
		13	職員の人事に関する事項	(1) 人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	①立案の検討に関する調査研究文書（十六の項イ）	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—	10年	—	移管
			②制定又は変更のための決裁文書（十六の項ロ）	・ 規程案	—	—	—	—				
			③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書（十六の項ハ）	・ 協議案 ・ 回答書	—	—	—	—				
			④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書（十六の項ニ）	・ 報告書	—	—	—	—				
		(2) 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	①計画の立案に関する調査研究文書（十七の項）	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング	人事・給与・服務・福利厚生	研修	平成27年度 研修（書記室管理係）	3年	2（1）①13（2）	廃棄（ただし、 閣議等に関わるものについて移管）		
			②計画を制定又は改廃するための決裁文書（十七の項）	・ 計画案	—	—	—		—			
			③職員の研修の実施状況が記載された文書（十七の項）	・ 実績	—	—	—		—			
		(3) 職員の兼業の許可	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書（十八の項）	・ 申請書 ・ 承認書	人事・給与・服務・福利厚生	異動・任免・昇格・昇給等	平成○年度人事異動等について	3年	2（1）①13（3）			

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の 措置
		(4)退職手当の支給に関する 重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の 内容が記録された文書及び当該決定 に至る過程が記録された文書（十 九の項）	・ 調書	—	—	—	支給制限等の処分 を行うことができ なくなったときま での期間又は5年 のいずれか長い期 間		
その他の事項										
14	告示、訓令及び通 達の制定又は改廃 及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他 の重要な経緯（1の項から 13の項までに掲げるものを 除く。）	①立案の検討に関する審議会等文 書（二十の項イ）	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要 ・ 議事録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言	—	—	—	10年	—	廃棄
			②立案の検討に関する調査研究文 書（二十の項イ）	・ 外国・自治体・民間企業の状況 調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—		—	
			③意見公募手続文書（二十の項 イ）	・ 外国・自治体・民間企業の状況 調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—		—	
			④行政機関協議文書（一の項ハ）	・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する 回答	—	—	—		—	
			⑤制定又は改廃のための決裁文書 （二十の項ロ）	・ 告示案	・ 告示・訓令・通達	・ 事務委任 ・ 通知	・ 補助金等の交付に関する事 務の一部を地方厚生局長及び 四国厚生支局長が行うことと する件について ・ 補助金等の交付に関する事 務の一部委任（○年度） ・ 通知綴り(企画法令係)		2（1）①14（1）	
			⑥官報公示に関する文書（二十の 項ハ）	・ 官報	—	—	—		—	
		(2)訓令及び通達の立案の検 討その他の重要な経緯（1 の項から13の項までに掲げ るものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文 書（二十の項イ）	・ 外国・自治体・民間企業の状況 調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—	10年	—	以下について移 管 ・ 行政文書管理 規則その他の重 要な訓令及び通 達の制定又は改 廃のための決裁 文書
			②制定又は改廃のための決裁文書 （二十の項ロ）	・ 訓令案 ・ 通達案 ・ 行政文書管理規則案 ・ 公印規程案	・ その他	・ 環境配慮の方針	・ ○年度厚生労働省におかる 環境配慮の方針（健康・生活 衛生局）		2（1）①14（2）	

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
15	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ）	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 ・局内調整（局議）	—	—	—	10年	—	以下について移管 ・財政法第十七条第二項の規定による歳入歳出等の見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等の見積書類を含む。） ・財政法第二十条第二項の規定による予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・財政法第三十五条第二項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。） ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書
			②財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項ロ）	・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書	—	—	—		—	
			③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ）	・行政事業レビュー ・執行状況調査	—	—	—		—	
			④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書（二十一の項ニ）	・予算の配賦通知	—	—	—		—	

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
		(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十二の項イ）	・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿	予算・決算	決算検査	平成○年度国の債務に関する計算書	5年	2（1）①15（2）	以下について移管 ・財政法第三十七条第一項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。） ・財政法第三十七条第三項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。）
			②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ）	・計算書 ・証拠書類 （※会計検査院保有のものを除く。）	—	—	—		—	
			③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書（二十二の項ハ）	・意見又は処置要求 （※会計検査院保有のものを除く。）	—	—	—		—	
			④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項ニ	・調書	—	—	—		—	
			⑤国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ）	・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置	予算・決算	決算審査	平成○年度警告決議に対する措置		2（1）①15（2）⑤	
			⑥物品の購入に関する決裁文書など	・見積書 ・入札告示 ・入札調書 ・契約書 ・納品書	—	—	—		—	
			⑦現金出納の管理を行うための帳簿	・現金出納簿 ・現金払込書（原符） ・現金領収証書（原符） ・決裁文書	—	—	—		—	
			⑧出張の旅費の支払いに関する文書	・職員旅費管理簿 ・委員旅費管理簿	—	—	—		—	
			⑨会議費の支払いに関する文書	・決裁文書	—	—	—		—	廃棄
			⑩委員手当の支払いに関する文書	・決裁文書	—	—	—		—	廃棄
			⑪諸謝金の支払いに関する文書	・決裁文書	—	—	—		—	廃棄

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書 ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
16	機構及び定員に関する事項	機構又は定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項）	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・組織要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画 ・局内調整（局議）	—	—	—	10年	—	移管
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	—	—	—	10年	—	移管
			②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書（二十六の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—		—	
			③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ）	・基本計画案 ・通知	—	—	—		—	
			④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ）	・事後評価の実施計画案 ・通知	—	—	—		—	
			⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。）（二十六の項ロ）	・評価書 ・評価書要旨	—	—	—		—	
			⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）	・政策への反映状況案 ・通知	—	—	—		—	
20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(4)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪をするための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	栄典・表彰	叙勲 褒章 表彰 感謝状 園遊会・桜を見る会 永年勤続表彰 東日本大震災追悼式等	平成○年度 春秋叙勲（総務課総務係） 平成○年度 春秋褒章（総務課総務係） 東日本大震災における大臣感謝状 平成○年度 園遊会・桜を見る会 職員の永年勤続表彰について（内申） 東日本大震災○周年追悼式参列者の推薦について（回答）	10年	2（1）①20	以下について移管 ・栄典制度の創設・改廃に関するもの ・叙位・叙勲・褒章の選考 ・決定に関するもの ・国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・国外の著名な表彰の授与に関するもの

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 （行政文書ファイル等の名称）	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
21	国会及び審議会等における審議に関する事項	(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項）	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	—	—	—	10年	—	以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
		(2)審議会等（一の項から二十の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	・委員委嘱 ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	審議会・検討会等	疾病・障害認定審査会	平成○年度 委員委嘱関係 平成○年度 開催通知（援護企画係） 平成○年度 審議会諮問・答申（援護企画係） 平成○年度 異議申立て関係（援護企画係） 平成○年度 口頭意見陳述関係（援護企画係） 平成○年度 認定関係（援護企画係） 平成○年度 口頭意見陳述関係（援護企画係） 平成○年度 認定申請書（援護企画係） 平成○年度 不服申立て関係（援護企画係）	10年	2（1）①21（2）	以下について移管 ・審議会その他の合議制の機関（部会、小委員会等を含む。）及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの
22	文書の管理に関する事項	文書の管理	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	・行政文書ファイル管理簿	—	—	—	常用	—	廃棄
			②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	・受付簿 ・收受文書台帳	—	—	—	5年	—	
			③決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）	・決裁簿 ・発議文書台帳	—	—	—	30年	—	
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項）	・移管・廃棄簿	—	—	—	30年	—	
23	統計調査に関する事項	(1)調査票の保管	統計調査の調査票	・調査票原票	・調査、統計	・調査関係	・平成27年度原子爆弾被爆者実態調査	10年	—	廃棄
		(2)調査票情報の提供・管理	調査表情報の利用（委託による統計作成等を含む）・提供のために期限の定めなく保存し続ける必要のある文書	・調査票情報 ・データレイアウトフォーム、符号表及び統計を作成するために必要な情報などのドキュメント（電磁的方法により記録しているもの）	・調査、統計	・調査関係	・平成27年度原子爆弾被爆者実態調査	常用	—	移管
上記各号に該当しない事項										
24	人事に関する事項	(1)職員の公務災害	公務災害の認定に関する決裁文書	・災害報告 ・申立書 ・依頼書	人事・給与・服務・福利厚生	公務災害	平成○年度公務災害	10年	—	廃棄
		(2)職員の異動及び任免	①職員の異動及び昇給等に関する文書	○月異動内申書	人事・給与・服務・福利厚生	異動・任免・昇格・昇給等育児休業	平成○年度人事異動等について 平成○年度育児休業等	5年	—	廃棄
			②職員の異動及び昇給に関する発令文書	○月異動給与発令通知	人事・給与・服務・福利厚生	異動・任免・昇格・昇給等期間業務職員	平成○年度人事異動等について 平成○年度事務補佐員関係	5年	—	廃棄
		(3)職員の給与	①職員の給与に関する文書	・職員別給与簿	人事・給与・服務・福利厚生	給与	平成○年職員別給与簿	5年	—	廃棄
				・基準給与簿	人事・給与・服務・福利厚生	給与	平成○年度基準給与簿		—	
				・非常勤職員等給与簿	—	—	—		—	
		(3)職員の給与	②各種手当の決定等に関する文書	・通勤届	—	—	—	5年	—	廃棄
				・扶養親族届	—	—	—		—	
				・住居届	—	—	—		—	
				・単身赴任届	—	—	—		—	
(3)職員の給与	②各種手当の決定等に関する文書	・通勤届 ・扶養親族届 ・住居届 ・単身赴任届 ・各手当に係る認定簿	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
		(4) 職員の服務	①海外渡航の承認等に関する文書	・承認申請	人事・給与・服務・福利厚生	海外渡航	平成○年度 海外渡航承認	3 年	—	廃棄
				・承認書	人事・給与・服務・福利厚生	海外渡航	平成○年度 海外渡航承認		—	
				・海外出張内申	人事・給与・服務・福利厚生	旅行命令	平成○年度 内申書		—	
				・海外出張命令	人事・給与・服務・福利厚生	旅行命令	平成○年度 旅行命令簿		—	
			②職員の休暇に関する文書	・休暇簿（年次休暇）	人事・給与・服務・福利厚生	休暇	平成○年度 休暇簿（総務課）	3 年	—	廃棄
				・休暇簿（特別休暇）	人事・給与・服務・福利厚生	休暇	平成○年度 休暇簿（総務課）		—	
				・休暇簿（病気休暇）	人事・給与・服務・福利厚生	休暇	平成○年度 休暇簿（総務課）		—	
			③職員の出勤状況に関する文書	・出勤簿	人事・給与・服務・福利厚生	出勤	平成○年出勤簿（総務課） 平成○年超過勤務命令簿（総務課）	3 年	—	廃棄
			④職員の出張に関する文書	・出張依頼	人事・給与・服務・福利厚生	旅行命令	平成○年度 内申書 平成○年度 旅行命令簿	3 年	—	廃棄
				・出張復命書	人事・給与・服務・福利厚生	旅行命令	平成○年度 出張復命書		—	
		(5) 職員の福利厚生	子ども手当の支給に関する文書	・現況届	—	—	—	5 年	—	廃棄
		(6) 職員からの内部通報	内部通報に関する文書	・事案整理票	人事・給与・服務・福利厚生	職員からの内部通報		5 年	—	廃棄
		(7) 大臣等の引継に関する重要な経緯	大臣等の引継に関する文書	・事務引継書	—	—	—	5 年	—	移管（取りまとめ部局のみ。その他は廃棄）
25	公印等に関する事項	公印等の管理に関すること。	①公印の制定、改廃に関する文書	公印の制定改廃に関する決裁文書	公印	公印の制定・改廃	公印の廃止・新刻	3 0 年	—	廃棄
			②官職署名符号等発行に関する文書	・申請書 ・承認書	—	—	—	3 0 年	—	廃棄
			③公印の押印管理に関する文書	・押印簿	—	—	—	3 年	—	廃棄
			④公印の印影印刷に関する決裁文書	・印影印刷に関する決裁文書	公印	公印の印影印刷	平成26年度 公印の印影印刷（原爆症認定書） 公印の印影の印刷について（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項に基づく認定書）		—	廃棄
26	業務改善に関する事項	業務改善に関する重要な経緯が記載された文書	①さわやか行政サービス運動	・	—	—	—	3 年	—	廃棄
			②事務簡素・合理化要望	・事務簡素・合理化要望 ・回答	—	—	—	3 年	—	廃棄

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 （行政文書ファイル等の名称）	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項、業務の区分	保存期間終了時の措置
27	後援名義に関する事項	後援名義に関すること	後援名義に関する文書	・名義使用承認申請書 ・承認書	後援名義	後援名義	平成○年度 後援名義	5年	—	廃棄
28	要望・陳情に関する事項	要望・陳情に関すること	要望・陳情に関する文書	・要望書 ・回答書	—	—	—	1年	—	廃棄
29	行政相談に関する事項	所管業務に関する相談	行政相談の内容を記載した文書	・相談記録 ・国民の声 ・公益通報	—	—	—	5年	—	廃棄
30	所管する業務に係る関係機関等との会議に関する事項	会議の開催に関する重要な経緯	①全国厚生労働関係部局長会議に関する資料	・会議資料 ・出席者名簿	審議会・検討会等	全国健康関係主管課長会議	平成○年度 全国健康関係主管課長会議	5年	—	廃棄
			②全国健康関係主管課長会議に関する資料	・会議資料 ・出席者名簿	審議会・検討会等	全国健康関係主管課長会議	平成○年度 全国健康関係主管課長会議	5年	—	廃棄
31	その他健康・生活衛生局における総合調整に関する事項	局内会議に関すること	定例課長会議、臨時課長会議に関する資料	・配付資料	—	—	—	1年	—	廃棄
32	情報公開に関する事項	(1)情報公開法関係に関すること	①情報公開法 行政文書開示・不開示決定に関する資料	・開示請求書 ・決裁文書	・文書管理・情報公開	・情報公開	・情報公開による開示請求関係（○年度）	5年	—	廃棄
			②情報公開法 第三者意見照会に関する資料	・決裁文書	—	—	—	5年	—	廃棄
			③情報公開法 期限の延長に関する資料	・決裁文書	—	—	—	5年	—	廃棄
			④情報公開法 不服申立に関する資料	・不服申立書 ・諮問（決裁文書） ・答申書 ・裁決・決定書（決裁文書）	—	—	—	裁決又は決定その他の処分後10年	—	廃棄
			⑤情報公開法 訴訟に関する資料	・訴状 ・準備書面 ・代理人の指定	—	—	—	訴訟終結後10年	—	廃棄
		(2)行政機関等個人情報保護法関係に関すること	①行政機関等個人情報保護法 保有個人情報の開示・不開示決定に関する資料	・開示請求書 ・決裁文書	—	—	—	5年	—	廃棄
			②行政機関等個人情報保護法 期限の延長に関する資料	・決裁文書	—	—	—	5年	—	廃棄
			③行政機関等個人情報保護法 不服申立に関する資料	・不服申立書 ・諮問（決裁文書） ・答申書 ・裁決・決定書（決裁文書）	—	—	—	裁決又は決定その他の処分後10年	—	廃棄

その他上記の分類により判断し難いものについては、文書管理者に適宜相談すること。